（政令への委任）

第三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の項第一号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同項第三号中「第二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項第四号中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

（水防法の一部改正）

第六条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の四中「勧告若しくは」を削り、「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。

（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三の三第一項中「勧告若しくは」を削る。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に旧災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告が行われた場合における前条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三の三第一項の規定の適用については、同項中「指示又は」とあるのは「指示」と、「設定」とあるのは「設定又は災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号。以下この項において「災対法等一部改正法」という。）第一条の規定による改正前の災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告」と、「）及び第六項」とあるのは「）及び第六項（災対法等一部改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における災対法等一部改正法第一条の規定による改正前のこれらの規定を含む。）」とする。

（社会福祉法の一部改正）

第九条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）

第十条　原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項中「勧告又は」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の三の項中「次項及び別表第四の一の二の項」を「別表第四の一の三の項」に改め、同表の一の四の項中「第二条に」を「第十一条に」に、「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改め、「救助実施市を除く。」を削り、「別表第四の一の三の項」を「別表第四の一の四の項」に、「第二条の」を「第二条第一項若しくは第二項の」に改める。

別表第三の一の三の項中「第二条」を「第二条第一項若しくは第二項」に改める。

別表第四の一の四の項中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に、「第二条」を「第二条第一項若しくは第二項」に改める。

別表第五第一号の三中「第二条」を「第二条第一項若しくは第二項」に改める。

（災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正）

第十二条　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「による」を「第二条第一項の規定による」に改める。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第十三条　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「災害対策基本法」の下に「第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法」を加える。

第十五条中「第二十四条第二項」を「第二十三条の三第二項」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第十四条　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「勧告又は」を削る。

第二十七条の二第一項中「地域の」の下に「必要と認める」を加え、「、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し」を削り、同条第二項中「勧告し、又は」を削り、同条第三項中「において、」を「であって、」に、「あり、かつ」を「ある場合において」に、「ある」を「あり、かつ、事態に照らし緊急を要する」に改め、「地域の」の下に「必要と認める」を加え、「屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」に改め、同条第四項中「勧告し、若しくは」を削り、「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。

第二十七条の三第一項中「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改め、「地域の」の下に「必要と認める」を加え、同条第三項中「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。

第二十七条の四中「勧告し、若しくは」を削り、「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改め、「勧告又は」を削る。

第二十七条の五の見出し中「指示等」を「指示」に改め、同条中「勧告し、若しくは」を削り、「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。

第二十八条第一項の表第四十条第三項の項中欄中「災害」の下に「が発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同項下欄中「含む。）」の下に「が発生した」を加え、同表第四十二条第三項及び第四項の項中「及び第四項」を削り、同項の次に次のように加える。

第四十二条第四項	災害が発生し、又は発生するおそれがある	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した

第二十八条第一項の表第四十六条第一項の項中欄中「発生した場合における相互応援」を「発生し、又は発生するおそれがある」に改め、同項下欄中「場合における相互応援」を削り、同表第四十九条の十一第三項の項の次に次のように加える。

第四十九条の十五第二項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第四十九条の十五第三項	災害	原子力災害

第二十八条第一項の表第五十六条第二項の項を削り、同表第六十七条第一項の項中欄中「災害が」の下に「発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同項下欄中「）が」の下に「発生した」を加え、同表第六十八条の項中欄中「災害が」の下に「発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同項下欄中「）が」の下に「発生した」を加え、同表第七十四条第一項の項中欄中「災害が」の下に「発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同項下欄中「）が」の下に「発生した」を加え、